

障害者雇用優良事業所の認定要領

1 趣旨

障害者を積極的に多数雇用している事業所に対し、「障害者雇用優良事業所」として認定を行い、その努力と功績を称えるとともに、これを県民一般に周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図るものである。

2 実施主体

香川県

3 認定の対象

障害者雇用優良事業所

4 認定基準

毎年6月1日現在（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条）における障害者の雇用割合が高く、かつ障害者の雇用に関して常に積極的であるとともに、雇用が安定しており、労務管理についても万全を期し、障害者の定着率が高くその成果が特に顕著なもののうち、次のいずれも該当する事業所とする。

- (1) 当該事業所が本年度6月1日現在において、障害者を5人以上雇用しているとともに、過去4年間の6月1日現在において、障害者を3人以上雇用していること。
- (2) 当該事業所が本年度6月1日現在において、法定雇用率を達成しているとともに、過去3年間の6月1日現在において、それぞれの時点の法定雇用率を達成していること。
- (3) 障害者をはじめ、従業員の定着率が常に良好であること。
- (4) 労務管理が良好であり、障害者が働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組み、他の事業所の模範となる事業所であること。
- (5) 自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- (6) 労働関係法令に違反したことがないこと。
- (7) 県外に本社がある事業所は、法人全体かつ県内の支社等で(1)から(6)を満たすこと。
- (8) 県外に本社がある事業所で、県内に支社等がない場合は認定の対象外とする。

5 認定事業所の決定

障害者雇用に熱心な企業を公募し、知事が審査のうえ認定する。
なお、審査にあたっては香川労働局など関係機関の協力を得る。

6 認定の方法

認定については、認定証を交付するとともに、ホームページなどにより公表する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月22日から施行する。